

広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が定める期間を定める件

令和 2年 4月30日 経済産業省告示第104号

施行：令和 2年 4月30日

改正：なし

広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成二十七年経済産業省令第十二号）第十一条、みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成二十九年経済産業省令第二十一号）第四条第一項及び第七条並びにガス事業託送供給収支計算規則（平成二十九年経済産業省令第二十三号）第八条第一項の規定に基づき、各条項の事由及び経済産業大臣又は供給地点群を管轄する経済産業局長が定める期間を次のように定める。

1 事由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

2 経済産業大臣又は供給地点群を管轄する経済産業局長が定める期間

次に掲げる期間が令和二年四月三十日に終了する者は、当該期間を三月間延長する。

イ 広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令第十一条の規定により収入支出等について報告しなければならない期間

ロ みなしガス小売事業者部門別収支計算規則第四条第一項及び第七条の規定により部門別収支計算書等の提出を行わなければならない期間

ハ ガス事業託送供給収支計算規則第八条第一項の規定により託送収支計算書等の公表をしなければならない期間

附 則

この告示は、公布の日から施行する。
